

一般社団法人日本母体胎児医学会 代議員及び役員選挙規程

制定日:2026年4月1日

施行日:2026年4月1日

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本母体胎児医学会定款に基づき、代議員および理事の選挙に関する事項を定め、選挙の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2条(選挙の種類)

本規程に定める選挙は、以下のとおりとする。

- (1)代議員選挙
- (2)理事選挙

第3条(選挙管理委員会)

選挙の実施にあたっては、理事長が指名し、理事会の承認を得た若干名の選挙管理委員により選挙管理委員会を構成する。選挙管理委員会は、選挙の告示、立候補受付、投票管理、開票、結果報告を行う。

第2章 代議員選挙

第4条(選挙周期)

代議員選挙は、4年に1度、定款第12条に基づき実施する。

第5条(部門別選出枠)

代議員は、以下の2部門に分けて選出する。

- (1)医師部門
- (2)コ・メディカル部門
(看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、その他医療関連職)

第6条(立候補)

立候補者は、正会員(選挙が行われる年度の前年度までの年会費を完納し、選挙が行われる年度の前年度末日の時点で65歳未満である正会員)であり、医師部門またはコ・メ

ディカル部門のいずれかに所属すること。選挙管理委員会に所定の様式で届け出る。

第7条(投票方法)

正会員は、正会員の内、最大10名までを匿名で投票する。

※重複投票および定数超過投票は無効とする。

第8条(当選枠)

- (1) 代議員定数を30名とする。
- (2) 得票数上位の者を当選者とする。同票の場合は年齢が若い者を優先する。
- (3) 代議員定数の内、3名をコ・メディカル部門とする
- (4) 理事会の議を経て、理事長は、正会員の中から若干名を追加することができる。

第9条(補欠代議員)

代議員に欠員が生じた場合、当該部門の次点者を補欠代議員として繰り上げる。任期は前任者の残任期間とする。

第3章 理事選挙

第10条(選挙周期)

理事選挙は、2年に1度、定款第23条に基づき実施する。ただし、再任を妨げない。

第11条(選出方法)

理事は、代議員による選挙により選出する。立候補者は、代議員のうち医師部門またはコ・メディカル部門に所属する者とする。

第12条(投票方法)

代議員は、最大5名までを匿名で投票する。

※重複投票および定数超過投票は無効とする。

第13条(当選枠)

- (1) 理事定数を9名とする。
- (2) 得票数上位の者を当選者とする。同票の場合は年齢が若い者を優先する。
- (3) 理事9名の内、1名をコ・メディカル部門とする。

第14条(補欠理事)

理事に欠員が生じた場合、当該部門の次点代議員を理事として繰り上げる。任期は前任者の残任期間とする。

第4章 その他

第15条(監事の選任)

監事は、理事会の議を経て、理事長が指名する。

第16条(選挙結果の報告)

選挙管理委員会は、選挙結果を理事会および代議員会に報告し、総会にて代議員名簿および理事名簿を公表する。

第17条(規程の改廃)

本規程の改正または廃止は、理事会の議決を経て、代議員会の承認を得るものとする。